

# 社会福祉法人四ツ葉学園

## 役員及び評議員並びに選任解任委員に対する報酬等規則

(趣旨)

第1条 社会福祉法人四ツ葉学園 役員・評議員・選任解任委員（以後「役員等」という。）に対して支給する報酬等について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事、監事を言う。

(理事会、評議員会、選任解任委員会等の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、選任解任委員会等（以下「各会」という。）に出席したときは、別表1により報酬を支給する。但し、職員を兼務する者は、出勤時間として取り扱う。

2 理事会または評議員会の議案について、理事または評議員が書面又は電磁的記録により、同意の意思を示して決議があったものとみなされた場合には、別表1により報酬を支給する。

(報酬等の額の設定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(出張旅費及び報酬等)

第5条 役員等が法人業務のため、出張及び研修等に出席する場合は、別表2により報酬を支給する。

2 役員等が法人業務のため、出張及び研修等に出席する場合は、別表2により交通費を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則2

この規則は、令和2年12月19日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則3

この規則は、令和6年6月12日から施行する。

別表 1

理事会、評議員会、選任解任委員会等出席の場合

	理事会、評議員会、選任解任委員会 の報酬（日当）	左記以外の場合の報酬（時給）
評議員	4,000 円	1,500 円
理事（理事長を含む）	4,000 円	1,500 円
監事	4,000 円	1,500 円
選任解任委員	4,000 円	1,500 円

別表 2

法人業務のため出張及び研修に出席した場合（4 時間未満）

	報酬（日当）	費用弁償（交通費）
評議員	5,000 円	自家用車 1 km 24 円 航空機、鉄道、バス 実費分
理事（理事長を含む）	5,000 円	
監事	5,000 円	
選任解任委員	5,000 円	

法人業務のため出張及び研修に出席した場合（4 時間以上）

	報酬（日当）	費用弁償（交通費）
評議員	8,000 円	自家用車 1 km 24 円 航空機、鉄道、バス 実費分
理事（理事長を含む）	8,000 円	
監事	8,000 円	
選任解任委員	8,000 円	

法人業務のため出張及び研修に出席した場合（宿泊費用）

	県 内	県 外
評議員	1 泊につき 13,000 円	1 泊につき 15,000 円
理事（理事長を含む）		
監事		
選任解任委員		

ただし、研修・講習・訓練等で主催者が宿泊料金を定めている場合は、その料金を支給する。